



### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	区民ニーズが多様化する中で、OJTによる職員の意識改革と能力開発は重要である。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	文京区職員育成基本方針に基づく具体的な取組として実施している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区職員の研修に係る補助金なので、区が補助すべきである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	B	各所属においてOJTに係る経費を予算化することにより、代替は可能である。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	職員ポータルや職員報等で周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	要綱に基づいて、交付決定手続きを行っている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	B	各所属においてOJTに係る経費を予算化することにより、代替は可能である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	実務に必要な知識や能力等を修得し、職務遂行能力の向上につなげている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	講師謝礼や教材費など必要最小限の経費で、職務遂行能力の向上につなげている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	職務に関する知識や能力等を修得することにより、区民サービスの向上につなげている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	地方公務員法第39条に基づく文京区職員育成基本方針の具体的な取組として実施している。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	各所属において、職員の育成を目的として実施するOJTに対し、助成金を交付している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	申請書、請求書及び報告書により、OJTの実施目的、補助金の使途等を審査している。

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	3	3
決算(予算)額	30	20	76	90
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	30	20	76	90
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童青少年課児童係 1件</li> <li>・児童青少年課青少年係 1件</li> <li>・予防対策課 1件</li> </ul>			

### 5 課題及び今後の方向性

本補助事業は、他区においても実施しているものであり、職員育成を推進するに当たり必要なものである。OJTは、職場や職員の特性に応じて実施可能であることから、職員育成の面で最も効果的な手法である。所属長が実施するOJTに対して経費の助成や職員研修室・研修教材の貸出などを行うことにより、各職場におけるOJTの推進を支援していく。また、各職層研修のプログラムの中で、職場で人を育てる意識の醸成やOJTの具体的な手法の修得を図っていく。